

委 員 長 報 告

本委員会は、去る 9 月 14 日の本会議において付託を受けた議案 10 件のうち、令和 7 年度各種会計歳入歳出決算 2 件を除く議案 8 件について、16 日及び 25 日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3 定議案第 1 号 田辺市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について、同議案第 9 号 物品購入契約の締結について、同議案第 10 号 田辺市土地開発公社の解散について、同議案第 11 号 田辺市地域振興基金条例の一部改正について、同議案第 12 号 土地の取得について、同議案第 13 号 権利の放棄について、同議案第 14 号 田辺市辺地総合整備計画の変更について及び同議案第 15 号 令和 8 年度田辺市一般会計補正予算（第 3 号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第 9 号 物品購入契約の締結についてに関わって、伸縮ブーム付多目的消防ポンプ自動車の購入目的と車両配備の時期について説明を求めたのに対し、「本契約は、本市消防本部に配備している化学消防ポンプ自動車を更新するものである。さらなる消防力の強化を目的として、現在の化学消防ポンプ自動車の機能を備えつつ、はしご車が進入できない災害現場での対応を想定して小型車両を選定している。泡消火薬剤の放出や先端にバスケットを装備した伸縮ブームによる高所作業も可能で、救助活動や消火活動など、複数の機能を併せ持つ多目的な車両となっており、令和 9 年 11 月の配備を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、議案第 15 号 令和 8 年度田辺市一般会計補正予算（第 3 号）の所管部分のうち、企画費に関わって、田辺周辺広域市町村圏組合が進める新たなごみ処理施設整備の進捗状況について説明を求めたのに対し、「令和 6 年 10 月から用地選定業務に取り組んでおり、令和 7 年度に答申を出す予定であったが、用地選定検討委員会において、費用の精査や候補地の周辺環境への影響について、より踏み込んだ調査が必要であるとの意見があり、令和 8 年度も引き続き調査を行っている。稼働目標年度を 2040 年と定めており、今後も鋭意取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和 8 年 9 月 25 日

総務企画委員会

委員長 松 上 京 子

委 員 長 報 告

本委員会は、去る 9 月 14 日の本会議において付託を受けた議案 13 件のうち、令和 7 年度各種会計歳入歳出決算 5 件を除く議案 8 件について、15 日及び 25 日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3 定議案第 3 号 田辺市営住宅条例の一部改正について、同議案第 4 号 工事請負契約の締結について、同議案第 5 号 工事請負契約の締結について、同議案第 6 号 工事請負契約の締結について、同議案第 7 号 工事請負変更契約の締結について、同議案第 8 号 工事請負変更契約の締結について、同議案第 15 号 令和 8 年度田辺市一般会計補正予算（第 3 号）の所管部分及び同議案第 19 号 令和 8 年度田辺市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第 15 号 令和 8 年度田辺市一般会計補正予算（第 3 号）の所管部分のうち、地域活性化起業人受入負担金（養殖漁業を取り入れた漁業経営多角化実証事業）に係る債務負担行為補正に関わって、当事業の連携先及び漁業権の設定について説明を求めたのに対し、「本事業は新庄漁業協同組合と和歌山南漁業協同組合との連携事業として実施予定であるが、県とも連携した試験養殖として実施することで区画漁業権の設定前でも養殖漁業の実施が可能である」との答弁がありました。さらに委員から、当制度の農林水産業分野における活用事例について説明を求めたのに対し、「沖縄県における牡蠣養殖の取組事例があり、今回の事業検討においても参考にしていることから、今後も類似の事例を参考にしながら事業を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、商工振興費に関わって、旧民間縫製工場の修繕について、当該事業を進めるに至った経過と事業の継続性について説明を求めたのに対し、「本施設は市有地に建設された民間の縫製工場で、今回、所有者の破産管財人から破産による事業の撤退並びに、当該施設を本市へ寄附できないかとの申出があった。当該施設を受贈し、本市が管理することにより、建物の放置による倒壊危険防止や将来的な公費負担の抑制に加えて、新たな事業者には貸与することで、建物の貸付収入、地域経済の活性化及び雇用の維持確保につながる効果が期待できる。なお、事業の継続性については契約時に事業者へ強く要望した上で進めていきたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和 8 年 9 月 25 日

産業建設委員会

委員長 谷 貞 見

委 員 長 報 告

本委員会は、去る 9 月 14 日の本会議において付託を受けた議案 12 件のうち、令和 7 年度各種会計歳入歳出決算 6 件を除く議案 6 件について、15 日及び 25 日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3 定議案第 2 号 田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、同議案第 15 号 令和 8 年度田辺市一般会計補正予算（第 3 号）の所管部分、同議案第 16 号 令和 8 年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、同議案第 17 号 令和 8 年度田辺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、同議案第 18 号 令和 8 年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）及び同議案第 20 号 令和 8 年度田辺市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第 2 号 田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてに関わって、災害廃棄物処理の再々委託への対応及び田辺市災害廃棄物処理計画への反映について説明を求めたのに対し、「災害廃棄物処理の再々委託については、今後示される委託基準等の内容や県との連携を踏まえ、不適正処理や中抜き防止に向けた対応について検討していきたい。また、国における南海トラフ地震の被害想定の見直しに伴い、県においても災害廃棄物処理計画の見直し作業が進められていることから、その結果を踏まえ、田辺市災害廃棄物処理計画の改正内容について検討していきたい」との答弁がありました。さらに委員から、大規模災害発生時における災害廃棄物処理の対応について説明を求めたのに対し、「大規模災害発生時には県外での処理を念頭に、県を窓口とした関係団体や協定を締結している事業者と連携しながら、災害廃棄物の迅速な処理を進めていくことを想定している」との答弁がありました。

なお、今回の田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関わって、議案第 2 号 田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてに対する附帯決議案が提出されましたが、否決されたところであります。

以上、委員長報告といたします。

令和 8 年 9 月 25 日

文教厚生委員会

委員長 加 藤 喜 則